

議提第6号

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

会議規則第14条の規定により、北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成26年11月27日 提出

提出者	北本市議会議員	岸	昭二
賛成者	北本市議会議員	湯澤	美恵
賛成者	北本市議会議員	中村	洋子
賛成者	北本市議会議員	高橋	伸治
賛成者	北本市議会議員	工藤	日出夫
賛成者	北本市議会議員	大嶋	達巳
賛成者	北本市議会議員	滝瀬	光一
賛成者	北本市議会議員	渡邊	良太
賛成者	北本市議会議員	桂	祐司
賛成者	北本市議会議員	現王園	孝昭
賛成者	北本市議会議員	大澤	芳秋
賛成者	北本市議会議員	保角	美代
賛成者	北本市議会議員	福島	忠夫
賛成者	北本市議会議員	加藤	勝明
賛成者	北本市議会議員	金子	真理子
賛成者	北本市議会議員	高橋	節子
賛成者	北本市議会議員	島野	和夫
賛成者	北本市議会議員	横山	功
賛成者	北本市議会議員	伊藤	堅治

北本市議会議長 黒澤健一様

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の205」を「100分の220」に改める。

第2条 北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の190」を「100分の197.5」に、「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

議提第6号参考資料

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例第1条関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（期末手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の190、12月に支給する場合においては<u>100分の205</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の190、12月に支給する場合においては<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例第2条関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（期末手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の190</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の197.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>